

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(8月分)

■令和8年8月1日～令和8年8月31日

令和8年8月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月27日	現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ「論点整理」に関する意見書	日本弁護士連合会 会長 松田純一	消費者庁の「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」の下部組織であるワーキンググループで「論点整理」が取りまとめられ、法改正に向けた検討が進められている。消費者委員会の「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書」等を踏まえ、消費者契約法の抜本的改正に向けて意見を述べる。 【意見の趣旨】 1. 消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律 (1)消費者契約法の法目的において、着目すべき背景事情として、現行法が明示する事業者と消費者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に加え、消費者ならば誰でも多様な脆弱性を有していることを踏まえた対応が必要であることも明示すべきである。 (2)事業者が、消費者契約の勧誘から終了に至る取引の全過程において、消費者の多様な脆弱性への対応として以下の法的義務(以下「配慮義務」という。)を負うことを消費者契約法に明示すべきである。 ①消費者が取引をするに当たって適切な判断をすることが困難な状態に陥らせないようにすること。 ②消費者が取引をするに当たって適切な判断をすることが困難な状態にある場合には、消費者がそのような状態にあることを踏まえ、適切な判断をすることができるようにすること。 ③事業者との取引により、消費者又はその配偶者若しくは親族の現在の生活の維持を困難にするようなことがないようにすること。 (3) 配慮義務の立法化に当たっては、消費者契約法施行規則等の下位規範を整備するとともに消費者庁や事業者団体のガイドライン等(ソフトロー)において具体的に禁止されるべき事業者の行為を示すものとし、消費者契約法においては可能な限り一般的かつ包括的な規律を定めるものとすべきである。 2. 消費者の脆弱性に起因して締結された契約の拘束力からの解放手段の拡充 (1)事業者が、消費者契約を締結するか否かについての適切な判断が困難な状態に消費者があることを知りながら、これを不当に利用して消費者に契約を締結させたときは、消費者に意思表示の取消権を認めるべきである。 (2)消費者が消費者契約を締結するか否かについての適切な判断が困難な状態で、消費者の生活の基盤となる財産を失う内容、消費者が支払能力を超えるような債務を負う内容、明らかに対価的に不均衡な内容、その他消費者を当該契約に拘束することが明らかに不当な内容の契約を締結したときは、消費者に当該契約の解除権を認めるべきである。 (3)解除権の対象となる「消費者を当該契約に拘束することが明らかに不当な内容の契約」の具体的内容は、消費者契約法施行規則等の下位規範を整備した上で消費者庁や事業者団体のガイドライン等(ソフトロー)において示すものとし、消費者契約法においては可能な限り一般的かつ包括的な規律を定めるものとすべきである。 3. 継続的消費者契約等に関する消費者保護規定の整備 事業者から消費者に対する商品・役務の提供が相当期間にわたって続く継続的な消費者契約等について、消費者の中途解約権や事業者の情報提供義務、中途解約権行使の妨害禁止等の消費者保護規定を整備すべきである。 4. 「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み (1)消費者側の立証困難の課題に対応するため、消費者契約法第9条第1項第1号の規律について事業者が立証責任を負うものとすべきである。 (2)同論点整理で指摘されている「複数の合理的な選択肢がある場合」、すなわち、価格差別がある場合については、消費者に実質的な選択可能性があることの立証責任は事業者が負うこととすべきである。この「実質的な選択可能性」については、消費者契約法第9条第1項第1号の規律を潜脱するものであってはならない等の観点に鑑みた判断が可能な基準を別途整備すべきである。 (3) 消費者の脆弱性への配慮義務の一形態として、消費者契約法第9条第2項を拡充し、事業者に、解約料請求時のみならず、契約締結時においても、当該違約金の算定根拠に加え、解約可能性や上記価格差別の内容等に関する情報提供義務を課す規律を整備すべきである。 5. 横断的な検討事項 不当勧誘行為及び不当条項について、以下の形態でいわゆるグレーリストを導入すべきである。 (1)グレーリストは推定規定とした上で、推定が覆される事由等を定めた規定を併せて設け、その内容については行政が定める指針等において具体化すること。 (2)グレーリスト違反の行為には、取消し、解除、無効といった民事的効果のみならず、勧告や公表等の行政措置を導入すること。行政措置については、所要の執行体制を整えて、実効性を確保すること。 6. その他の規定 (1)消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引契約は消費者契約法の適用対象であることを法令解釈として明記すべきである。 (2)従前からの消費者契約法の改正議論において継続的な検討課題となっている諸事由について、立法に向けた検討を継続すべきである。 (3)法規範の尊重が期待できない悪質事業者を消費者取引市場から排除するための実効性のある具体的方策の法制化を、消費者契約法改正と同時に、消費者契約法以外の法律においても検討・実施すべきである。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から27件の意見等が寄せられました。
(内訳:取引・契約関係:9件 食品表示関係:1件 表示関係(食品表示を除く):2件 個人情報保護制度:1件 その他:14件)
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。